



吉野川市
水道事業ビジョン・経営戦略
概要版

吉野川市水道部



目次

| | |
|--|---|
| 第1章 吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略の策定に当たって | 1 |
| 1-1 策定趣旨..... | 1 |
| 1-2 位置付け..... | 1 |
| 1-3 目標年次..... | 2 |
| 第2章 吉野川市水道事業の概要 | 2 |
| 2-1 吉野川市水道事業の運営及び経営..... | 2 |
| 2-1-1 水道事業の沿革..... | 2 |
| 2-1-2 水道施設の概要..... | 2 |
| 第3章 現状把握 | 3 |
| 3-1 進捗評価..... | 3 |
| 3-1-1 前ビジョン..... | 3 |
| 3-1-2 前経営戦略..... | 3 |
| 第4章 将来の事業環境 | 4 |
| 4-1 外部環境..... | 4 |
| 4-1-1 人口の推移..... | 4 |
| 4-2 内部環境..... | 4 |
| 4-2-1 施設の老朽化..... | 4 |
| 4-2-2 資金の確保..... | 5 |
| 第5章 水道事業の課題の整理 | 5 |
| 5-1 「安全」に関する課題..... | 5 |
| 5-2 「強靱」に関する課題..... | 6 |
| 5-3 「持続」に関する課題..... | 6 |
| 第6章 水道の将来像と目標設定 | 7 |
| 6-1 将来像..... | 7 |
| 6-2 施策体系..... | 7 |
| 第7章 推進する事業方策 | 8 |
| 7-1 「安全」に関する重点施策の具体施策..... | 8 |
| 7-1-1 水質管理の徹底..... | 8 |

| | |
|-----------------------------|-----------|
| 7-2 「強靱」に関する重点施策の具体施策 | 8 |
| 7-2-1 管路の更新・耐震化 | 8 |
| 7-2-2 浄水施設の耐震化 | 9 |
| 7-3 「持続」に関する重点施策の具体施策 | 9 |
| 7-3-1 中長期を見据えたアセットマネジメントの実施 | 9 |
| 7-3-2 漏水対策の強化 | 9 |
| 7-3-3 適正な料金水準などの検討 | 10 |
| 第8章 経営戦略 | 11 |
| 8-1 経営戦略の概要 | 11 |
| 8-1-1 経営戦略の位置付け | 11 |
| 8-1-2 経営の基本方針と方向性 | 11 |
| 8-2 投資・財政計画 | 11 |
| 8-2-1 収支計画における投資について | 11 |
| 8-2-2 収支計画における財源について | 11 |
| 8-2-3 料金改定 | 12 |
| 8-2-4 投資・財政計画の見通し | 12 |
| 第9章 推進体制 | 13 |

第1章 吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略の策定に当たって

1-1 策定趣旨

本市の水道事業は、平成16(2004)年10月の旧鴨島町、旧川島町、旧山川町、旧美郷村の合併に伴い、従前に運営していた3つの水道事業を統合し「吉野川市水道事業」を創設したことが始まりです。その後、平成29(2017)年3月には簡易水道事業を水道事業に経営統合し、現在に至っています。

本市では、これまで、水道水の安定給水を目指し、施設や管路などの整備事業を実施するとともに、業務の委託による事業の効率化を図るなど、健全な事業運営に努めてきました。しかしながら、人口減少や節水機器の普及などにより、水需要が減少に転じています。

これに加え、過去に整備した多くの施設や管路が、順次更新時期を迎えるとともに、地震などの自然災害に対する対応力の一層の強化が強く求められており、水道事業をとりまく環境は、非常に厳しい状況となっています。

このような中、国(厚生労働省)では、従来の水道ビジョンを全面的に見直し、50年後、100年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、目指すべき方向性や実現方策などを示した「新水道ビジョン」を平成25(2013)年3月に策定し、各水道事業体に対して、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくために、「水道事業ビジョン」の策定を推奨しています。

また、国(総務省)では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26(2014)年8月29日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知)において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を求めています。さらに、「新経済・財政再生計画改革工程表2021」(令和3(2021)年12月23日経済財政諮問会議決定)においても、経営戦略の見直し率を令和7(2025)年度までに100%とすることとされています。

本市においても、平成30(2018)年9月に策定した「吉野川市水道事業ビジョン」(以下、前ビジョンという)の計画期間の中盤を過ぎ満了に近づいていること、上記のように水道事業をとりまく環境が大きく変化したことに加えて、経営戦略の見直しが求められています。このことを踏まえ、前ビジョン及び令和2(2020)年3月に策定した「吉野川市水道事業経営戦略」(以下、前経営戦略という)の統合・見直しを行い、新たに「吉野川市水道事業ビジョン・経営戦略」(以下、本ビジョンという)を策定することとしました。

1-2 位置付け

本ビジョンでは、「吉野川市都市計画マスタープラン」、「吉野川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「吉野川市公共施設等総合管理計画」、「吉野川市行財政改革プラン2024」を上位計画とし、現状把握、前ビジョン及び前経営戦略の現状、進捗の評価や分析、課題の明確化を行うとともに、国の「新水道ビジョン」の理想像である「安全」「強靱」「持続」の観点から基本施策と具体的な対策を策定します。また、「投資試算」と「財源試算」を均衡させた収支計画を策定し、計画的かつ合理的な運用を行うことにより、収支の改善などによる経営基盤の強化を図ります。

1-3 目標年次

本ビジョンの目標年次は、令和 17（2035）年度とし、令和 8（2026）年度から 10 年間で計画期間として取組みます。これに加え、中長期的な将来像と目標においては、50 年先を見据えて策定します。

第 2 章 吉野川市水道事業の概要

2-1 吉野川市水道事業の運営及び経営

2-1-1 水道事業の沿革

本市水道事業は、鴨島町上水道事業が昭和 49（1974）年度、川島町上水道事業が昭和 48（1973）年度、山川町上水道事業が昭和 33（1958）年度に給水を開始し、平成 16（2004）年度の事業統合により 計画給水人口 54,000 人、計画一日最大給水量 29,750m³/日となりました。その後、平成 28（2016）年度には 6 簡易水道を経営統合し、計画給水人口 55,470 人、計画一日最大給水量 30,175.5m³/日となっています。

現在は 1 水道事業、1 飲料水供給施設を運営しています。

表 2-1 水道事業の沿革

| 年月 | 鴨島町上水道事業 | 川島町上水道事業 | 山川町上水道事業 |
|----------------------|--|----------------------------|----------------------------|
| 昭和 33（1958）年 4 月 | | | 給水開始 計画給水人口：5,000 人 |
| 昭和 48（1973）年 6 月 | | 給水開始 計画給水人口：11,000 人 | |
| 昭和 49（1974）年 5 月 | 給水開始 計画給水人口：30,000 人 | | |
| 昭和 55（1980）年 5 月 | | | 3 次拡張事業 計画給水人口：13,000 人 |
| 平成 11（1999）年 11 月 | | 1 次拡張変更 計画給水人口：11,000 人 | |
| 平成 16（2004）年 10 月 | 合併により「吉野川市水道事業」創設 計画給水人口：54,000 人、計画一日最大給水量 29,750.0m ³ /日 | | |
| 平成 29（2017）年 3 月 | 6 簡易水道と経営統合（楠根地、榎谷、衣笠、中央、東山、東山西部） 計画給水人口：55,470 人、計画一日最大給水量 30,175.5m ³ /日 | | |

2-1-2 水道施設の概要

取水施設は、主に地下水を水源としています。

浄水施設は、9 つの浄水場を運営しています。浄水処理は、地下水を水源とする浄水場においては原水水質が良好であるため、主に塩素滅菌のみでの処理を行い、表流水などを水源とする浄水場においては、緩速ろ過での処理をしています。

送配水施設は、配水池が 37 施設、ポンプ場が 25 施設です。

管路は、市内に全長約 477.0km（令和 5（2023）年度末）が布設されており、その内訳は、取水施設から浄水施設に原水を送る導水管が約 4.0km、浄水施設から配水池に浄水を送る送水管が約 34.6km、配水管が約 438.4km です。

第3章 現状把握

3-1 進捗評価

前ビジョン及び前経営戦略の進捗評価の結果を以下に示します。

3-1-1 前ビジョン

前ビジョンでは、「安全」「強靱」「持続」の観点から施策方針を整理し、様々な具体施策に取り組んできました。各施策の進捗を表 3-1 に示します。

表 3-1 施策の進捗一覧

| 目標 | 具体施策 | 進捗評価 |
|----|------------------------------------|--|
| 安全 | 【施策 1】 水質管理の徹底 | 計画的に実施しています。 『継続』 今後も継続して実施する必要があります。 |
| | 【施策 2】 監視体制の強化 | |
| | 【施策 3】 浄水処理の高度化 | |
| 強靱 | 【施策 1】 管路の更新・耐震化（重点施策） | 計画的に実施しています。 『継続』 今後も継続して実施する必要があります。 |
| | 【施策 2】 浄水施設の耐震化 | |
| | 【施策 3】 情報提供の充実 | |
| | 【施策 4】 危機管理マニュアル等の充実 | |
| | 【施策 5】 災害等に向けた訓練の実施 | |
| | 【施策 6】 相互応援体制の充実 | |
| 持続 | 【施策 1】 中長期を見据えたアセットマネジメントの実施（重点施策） | 計画的に実施しています。 『継続』 今後も継続して実施する必要があります。 |
| | 【施策 2】 施設規模の適正化 | |
| | 【施策 3】 経営の効率化 | |
| | 【施策 4】 漏水対策の強化（重点施策） | |
| | 【施策 5】 施設の統廃合（重点施策） | |
| | 【施策 6】 適正な料金水準等の検討（重点施策） | |
| | 【施策 7】 人材の育成 | |
| | 【施策 8】 広域連携の推進 | |
| | 【施策 9】 省エネルギーの推進 | |
| | 【施策 10】 お客様サービスの充実 | |

3-1-2 前経営戦略

収益的収入及び収益的支出は、実績が約 6 億円前後の推移となっており、令和 2（2020）年度を除いて実績値が計画値より低い値となっています。経常収支比率は、実績値が令和 2（2020）年度以降減少傾向にあり、令和 5（2023）年度以降においては 100%以下と計画値よりも低い値となっています。

資金残高は、実績値が計画値より高い傾向となっており、令和 2（2020）年度以降減少傾向となっています。企業債残高対給水収益比率は、実績値が計画値より低い傾向となっており、令和 4（2022）年度以降減少傾向となっています。

第4章 将来の事業環境

4-1 外部環境

4-1-1 人口の推移

我が国の人口は、平成20(2008)年をピークに減少に転じ、本市においても今後、給水人口は減少する見通しであり、令和5(2023)年度の給水人口は約34,000人ですが、令和17(2035)年度には約27,500人と約19%減少する見込みです。また、水需要も減少傾向にあり、本市の令和5(2023)年度の日平均給水量は約13,500m³/日ですが、令和17(2035)年度には約11,000m³/日と約19%減少する見込みです。

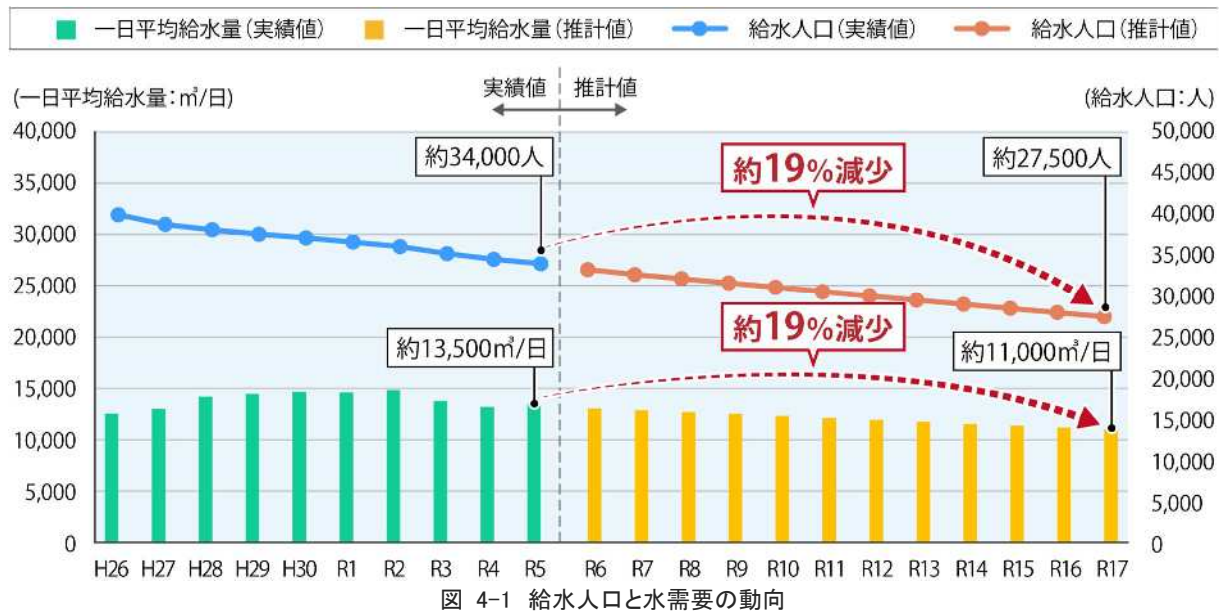


図 4-1 給水人口と水需要の動向

※給水人口の動向は、国立社会保障・人口問題研究所推計により推計された「日本の地域別将来推計人口(令和2(2020)年3月推計)」を基準として、本市の動向に合わせて推計しています。

※水需要の動向は過去10年間の実績をもとに時系列傾向分析を行い、推計しています。

4-2 内部環境

4-2-1 施設の老朽化

本市は、浄水施設、配水池、ポンプ場などの多くの施設や管路を整備してきました。これらの資産は、全ての資産を現在の建設費に換算すると約536億円に相当し、管路が全体の89%を占めています。

これらの資産は、順次耐用年数を迎えて老朽化していくため、将来にわたり水道水を安定的に給水するためには、資産の計画的かつ効率的な更新が必要です。

4-2-2 資金の確保

今後の経営環境や施設の更新方法を踏まえたうえで、投資・財源を試算する必要があります。アセットマネジメントに基づく更新を実施する場合、年平均で約4億円の費用が必要です。これを前提条件として、前述の給水人口及び水需要を基に、令和17(2035)年度までの収益的収支及び資本的収支について、料金改定を行わない場合でシミュレーションを行った結果が次のとおりです。

推計の結果、給水収益が減少することが想定されるため、令和5(2023)年からの赤字は今後拡大し令和11(2029)年度に資金不足が発生すると考えられます。そのため、安定した資金運用を行うために、料金改定が必要です。

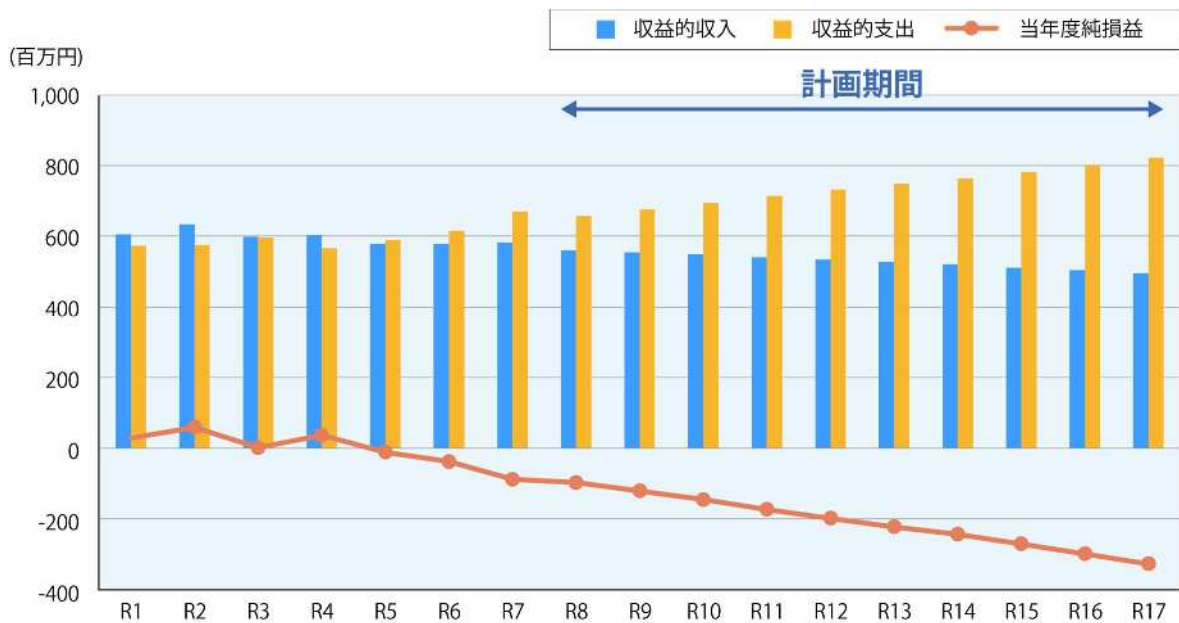


図 4-2 収益的収支の予測(料金改定を行わない場合)

第5章 水道事業の課題の整理

これまでに示した「現状把握」及び「将来の事業環境」を基に、「安全」「強靱」「持続」の3つの観点から課題を整理します。

5-1 「安全」に関する課題

「安全」

- ・今後も水道水質基準に適合した水道水を供給するため、水質管理を徹底する必要があります。
(水質管理の徹底)
- ・市全域に点在する施設に対し常駐人員を配置していないことから、異常時対応も含め、各水源、浄水施設、配水池、ポンプ場などの水運用の管理を検討する必要があります。
(監視体制の強化)
- ・クリプトスポリジウムなどの水質の変化に対応するため、必要に応じて浄水処理の検討を行う必要があります。
(浄水処理の高度化)

※()書きは課題に対応する具体施策を示しています。

5-2 「強靱」に関する課題

「強靱」

- 水道施設の耐震性を確保するため、耐震化や更新を図る必要があります。
(管路の更新・耐震化) (浄水施設の耐震化)
- お客様のニーズに沿った水道事業を運営するため、情報提供の拡大などを図る必要があります。
(情報提供の充実)
- 地震、洪水及び土砂災害などの災害リスクへの対応度を向上する必要があります。
(危機管理マニュアルなどの充実) (災害などに向けた訓練の実施) (施設の耐水化)
- 非常時においても安定給水を行うため、他の水道事業者などとの連携や燃料備蓄を行う必要があります。
(停電を想定したエネルギー確保) (相互応援体制の充実)

※()書きは課題に対応する具体施策を示しています。

5-3 「持続」に関する課題

「持続」

- 水道施設の老朽化が進んでおり、計画的に更新する必要があります。
(中長期を見据えたアセットマネジメントの実施)
- 今後、使用水量や給水収益が減少する見込みのため、必要に応じて規模の適正化や施設の統廃合を検討する必要があります。
(施設規模の適正化) (施設の統廃合)
- 財政状況の改善を図るため、費用の抑制や適正な料金水準の検討を行う必要があります。
(経営の効率化) (漏水対策の強化) (適正な料金水準などの検討) (広域連携の推進)
- 事業運営や維持管理に係る知識や技術の継承を行う必要があります。
(人材の育成)
- 適切な仕様となるような機器の整備、高効率機器の導入などエネルギー使用量の削減に努める必要があります。
(省エネルギーの推進)
- お客様のニーズに沿った水道事業を運営するため、サービスの拡大などを図る必要があります。
(お客様サービスの充実)

※()書きは課題に対応する具体施策を示しています。

第6章 水道の将来像と目標設定

6-1 将来像

「安全」、「強靱」、「持続」の3つを柱として、『安全で安心な水道水を継続し続ける水道事業』を将来像とします。

6-2 施策体系

3つの目標である「安全」「強靱」「持続」の観点から、課題の整理を踏まえ、新たな施策の追加や施策の統合などを行い、施策方針及び具体的な取組みについて体系表を作成しました。

表 6-1 施策体系

| 目標 | 施策方針 | 具体施策 |
|----|-------------------------|---------------------------------------|
| 安全 | いつまでも安心して飲める、安全で信頼される水道 | 1. 水質管理の徹底（重点施策） |
| | | 2. 監視体制の強化 |
| | | 3. 浄水処理の高度化 |
| 強靱 | 災害に強く、たくましい水道 | 1. 管路の更新・耐震化（重点施策） |
| | | 2. 浄水施設の耐震化（重点施策） |
| | | 3. 情報提供の充実 |
| | | 4. 危機管理マニュアルなどの充実 |
| | | 5. 災害などに向けた訓練の実施 |
| | | 6. 停電を想定したエネルギー確保 |
| | | 7. 相互応援体制の充実 |
| | | 8. 施設の耐水化 |
| 持続 | いつまでも皆様の近くにありつづける水道 | 1. 中長期を見据えたアセットマネジメントの実施（重点施策） |
| | | 2. 施設規模の適正化 |
| | | 3. 経営の効率化 |
| | | 4. 漏水対策の強化（重点施策） |
| | | 5. 施設の統廃合 |
| | | 6. 適正な料金水準などの検討（重点施策） |
| | | 7. 人材の確保・育成 |
| | | 8. 広域連携の推進 |
| | | 9. 省エネルギーの推進 |
| | | 10. お客様サービスの充実 |

第7章 推進する事業方策

7-1 「安全」に関する重点施策の具体施策

7-1-1 水質管理の徹底

いつまでも安心して飲める水道水の確保のため、水質検査計画を策定し水質検査を実施しています。また、近年動向が注目されている有機フッ素化合物（PFAS）については、令和6（2024）年度に市内全浄水場にて検査を行い、暫定目標値以下であることを確認するとともに、ホームページにて検査結果を公表しています。

今後も引き続き、水質検査計画の策定及び水質検査の実施を計画的に行い、これらの情報をホームページにて公表します。

表 7-1 水質管理の徹底に関する目標値

| 番号 | 業務指標 | 現状 | 本ビジョン目標 |
|------|----------|-------------|--------------|
| | | 令和5（2023）年度 | 令和17（2035）年度 |
| A301 | 水源の水質事故数 | 0件 | 0件 |
| B201 | 浄水場事故割合 | 0件/10年・箇所 | 0件/10年・箇所 |

施策の効果

計画的な水質管理により、安全で安心な水道水を供給できます。また、水質事故などの防止・早期発見につながります。

7-2 「強靱」に関する重点施策の具体施策

7-2-1 管路の更新・耐震化

本市は、大きな被害が想定される南海トラフ巨大地震の防災対策推進地域に指定されています。また、洪水及び土砂災害などのリスクが内在しています。このような様々なリスクの中で、安定した給水を行うためには、管路の耐震化が重要です。また、477kmにも及ぶ管路を整備しており、長期にわたり計画的に更新していく必要があります。

管路の更新・耐震化は、令和2（2020）年度に策定した「管路耐震更新計画」に従い計画的に実施しており、さらなる効率化のためマッピングシステムの導入を検討しています。管路の更新・耐震化は、引き続き重点施策に位置付け、優先度の高い管路から計画的に更新・耐震化を実施します。

表 7-2 管路の更新・耐震化に関する目標値

| 番号 | 業務指標 | 現状 | 本ビジョン目標 |
|------|---------|-------------|--------------|
| | | 令和5（2023）年度 | 令和17（2035）年度 |
| B605 | 管路の耐震管率 | 6.8% | 9.5% |

施策の効果

管路の耐震化は、地震による管路の被害が低減し、給水の安定性が向上します。管路の更新は、管路の健全性が向上し、破損や漏水、赤水のリスクが低減します。

7-2-2 浄水施設の耐震化

震災や事故時においても安定した給水を行うには、浄水施設の耐震化や更新が必要です。本市では、特に浄水施設の耐震性が低水準であるため、耐震性が乏しいと考えられる施設については、耐震診断を行い、積極的に耐震化を行う必要があります。耐震化に当たっては、平成 22（2010）年度に策定した「吉野川市水道施設の耐震化基本計画」を適宜見直し、優先性の高いものから耐震化し、必要に応じて更新を行います。

また、浄水施設の耐震化に併せ、災害時における応急給水などの対応度の向上を検討する必要があります。

施策の効果

浄水施設の耐震化により、地震による施設被害の低減につながり、給水の安定性が向上します。

7-3 「持続」に関する重点施策の具体施策

7-3-1 中長期を見据えたアセットマネジメントの実施

本市は、浄水施設や配水池、ポンプ場などの施設、管路に至るまで膨大な資産を有しています。これらの資産は、水需要の減少期であることから、更新や統廃合、ダウンサイジングなどを適切に計画する必要があります。

本市は、アセットマネジメント計画のタイプ 4D への水準向上を実施するなど、計画の充実を実施していますが、引き続き、台帳の整備などによるアセットマネジメントの充実や見直しに努め、財源に裏付けのある更新・改良を実施します。

施策の効果

アセットマネジメントの実施により、施設や管路の健全性が向上し、安定した事業運営につながります。

7-3-2 漏水対策の強化

本市では、有収率の向上や環境負荷の低減を目指し、計画的に漏水対策に取り組んでいます。また、さらなる効率化のためマッピングシステムの導入を検討しています。今後も引き続き重点施策として漏水対策を継続し、健全な事業経営を目指します。

表 7-3 漏水対策の強化に関する目標値

| 番号 | 業務指標 | 現状 | 本ビジョン目標 |
|------|------|--------------|---------------|
| | | 令和 5（2023）年度 | 令和 17（2035）年度 |
| B112 | 有収率 | 71.0% | 80%以上 |

施策の効果

漏水対策の強化により、地中に漏れる水量が削減でき有収率が向上します。これにより、浄水コストやエネルギー消費量を削減できます。

7-3-3 適正な料金水準などの検討

水需要の減少により料金収入が減少している一方、物価上昇や施設の老朽化により維持管理費用や建設改良費は増加しています。そのため、本市は、経常収支比率が低く、給水収益に対する企業債残高の割合も高い傾向にあります。将来にわたって安定的に給水を行い、また老朽化した施設の更新や施設の耐震化を継続的に実施するためには、適正な水道料金水準について検討し必要に応じて料金改定を行うとともに、将来負担の公平性も考慮した効果的な企業債の借入れや補助金の活用についても検討する必要があります。

表 7-4 適正な料金水準などの検討に関する目標値

| 番号 | 業務指標 | 現状 令和 5 (2023) 年度 | 本ビジョン目標 令和 17 (2035) 年度 |
|------|--------|----------------------|----------------------------|
| G102 | 経常収支比率 | 98.1% | 100%以上 |
| G113 | 料金回収率 | 90.4% | 100%以上 |

施策の効果

適正な料金水準にすることで、施設の更新や事業運営に必要な財源が確保でき、水道事業の持続性が向上します。

第8章 経営戦略

8-1 経営戦略の概要

8-1-1 経営戦略の位置付け

経営戦略は、「6章 水道の将来像と目標設定」及び「7章 推進する事業方策」で「安全」「強靱」「持続」の観点から設定した基本施策、施策目標を実現するための具体的施策について、経営的な視点で、事業実施の実現性を検証するとともに、本市の水道事業の中長期的な経営計画として位置付けます。

8-1-2 経営の基本方針と方向性

人口減少などの社会情勢変化や節水機器の普及などにより、水道事業は料金収入が減少傾向にある一方、耐用年数を迎える施設の大量更新に伴う将来的な財源不足が懸念されるなど、水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなっています。

しかし、どのような状況下にあっても、安全で良質な水道水の安定供給を果たすべく徹底した経営の効率化や健全化に取り組む必要があります。

経営戦略においても、第6章で定めた「安全」「強靱」「持続」の3つの目標を基本理念に掲げ、アセットマネジメント計画を活用し、経営健全化に向けた取組みなどの経営マネジメントを考慮して、収支の均衡を図るとともに、持続可能な水道事業に向けた取組みを検討します。

経営戦略の計画期間については、中長期を見据えた上で、令和8(2026)年度～令和17(2035)年度までとします。

8-2 投資・財政計画

8-2-1 収支計画における投資について

「安全」「強靱」「持続」の3つの観点より、基本施策とその取組みの実現を掲げるとともに、最新のアセットマネジメントを考慮した投資を実施します。その他、統廃合、合理化や将来の更新計画、防災・安全対策を考慮します。

8-2-2 収支計画における財源について

投資には多大な資金が必要となるため、投資事業に応じた適切な財源の確保を行い、収支の均衡を図ることを目標とします。主な財源は、料金収入、企業債、国庫補助金などです。

8-2-3 料金改定

低廉かつ公平な経営を継続していくために以下の条件を維持するものとし、必要に応じて料金改定を設定します。令和5（2023）年度以降、収益的収支が赤字であることなどから、このままでは健全な事業運営に支障をきたす恐れがあるため、事業改善に取り組む必要があります。経営戦略では、水道事業について「吉野川市上下水道事業経営審議会」からの答申に基づき、令和8（2026）年度に水道使用料金およびメーター使用料の改定を予定しています。具体的には、令和8（2026）年10月使用分からの料金を現行より55%値上げを見込みます。

- ・健全経営を維持し、収益的収支の黒字を確保します。
- ・頻繁な料金改定を避け安定した経営基盤を確立するため、改定期間を5年間とします。
- ・国庫補助（交付金）の活用を目的とし採択要件を満たすため、料金回収率100%以上を確保します。

表 8-1 水道料金表

（単位：円、税込み）

| 項目 | 料金区分 | 使用水量 | 金額 | | |
|---------|-------|--|-------|-------|-----|
| | | | 改定前 | 改定後 | 差 |
| 水道使用料金 | 基本料金 | 10m ³ まで | 1,044 | 1,618 | 574 |
| | 超過料金 | 10m ³ を超える 1m ³ につき | 140 | 217 | 77 |
| 項目 | 口径 | | 改定前 | 改定後 | 差 |
| メーター使用料 | 13 ミリ | | 56 | 87 | 31 |
| | 20 ミリ | | 104 | 161 | 57 |
| | 25 ミリ | | 110 | 171 | 61 |
| | 30 ミリ | | 157 | 243 | 86 |
| | 40 ミリ | | 208 | 322 | 114 |
| | 50 ミリ | | 770 | 1,194 | 424 |
| | 75 ミリ | | 1,100 | 1,705 | 605 |
| 100 ミリ | | 1,570 | 2,434 | 864 | |

8-2-4 投資・財政計画の見通し

投資・財政計画の見通しは、図 8-1～図 8-2 に示すとおりです。

収支計画では、令和5（2023）年度に純損失が発生しています。今後、投資試算と財源試算の均衡を図るためには、令和8（2026）年度の料金改定に加え、令和13（2031）年度においても25%の料金改定を見込むなど、定期的な料金改定が必要です。

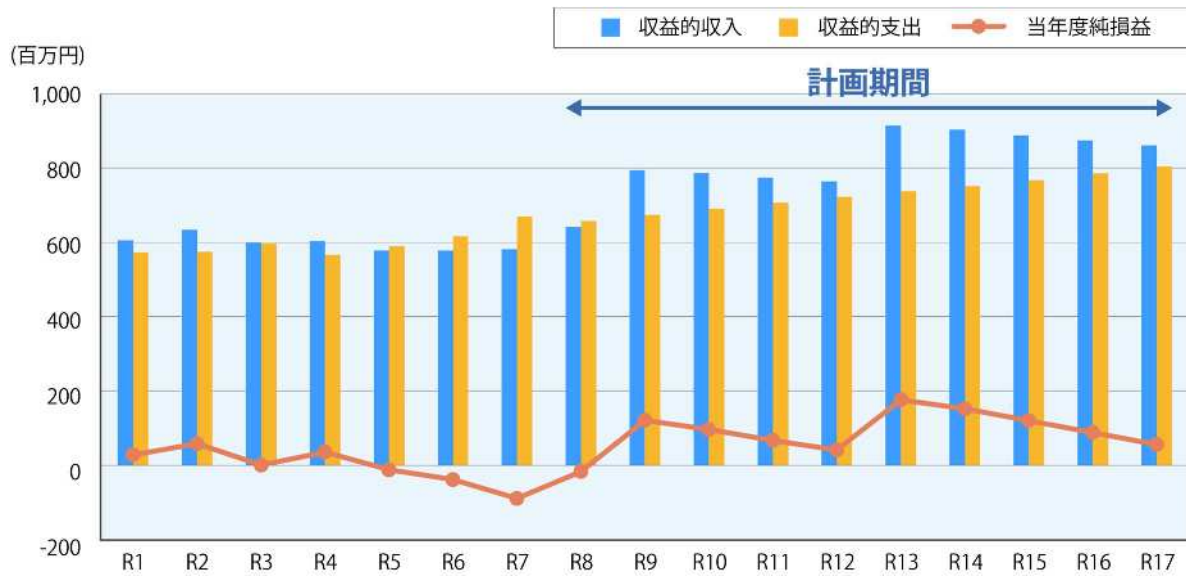


図 8-1 収益的収支の推移



図 8-2 企業債残高及び資金残高の推移

第9章 推進体制

ビジョン・経営戦略による施策や事業を着実に推進する体制の構築に努めます。また、目標の達成状況、実現方策の実施状況について、5年のサイクルにより定期的に評価を行い、必要に応じて計画を見直すことで、目標の達成率の向上を図ります。

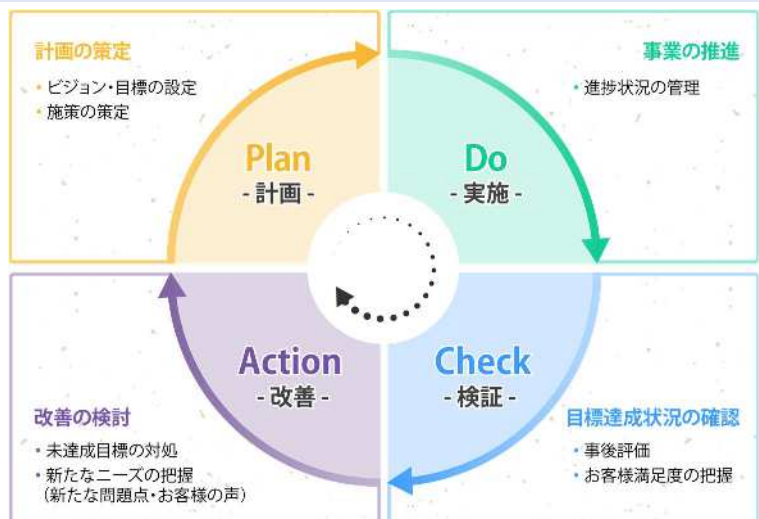


図 9-1 PDCA サイクルによる事業の推進体制



吉野川市水道部

〒776-8611

徳島県吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL 0883-22-2256

FAX 0883-22-2254